

新旧対照表

【マイナポイント事業に関する特約】

マイナポイント事業の延長に伴い、下記のとおり 10 月 1 日よりマイナポイント事業に関する特約を改定させていただきます。

新	旧
<p>第 3 条（ポイント付与の要件及び方法）</p> <p>3.付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日と 2020 年 9 月 1 日のいずれか遅い日から、<u>2021 年 12 月末日</u>までの期間をいいます。</p> <p>6.マイナポイントは、原則として、対象行為に係る金額の合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、<u>2022 年 2 月末日</u>までの範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p>	<p>第 3 条（ポイント付与の要件及び方法）</p> <p>3.付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日と 2020 年 9 月 1 日のいずれか遅い日から、<u>2021 年 9 月末日</u>までの期間をいいます。</p> <p>6.マイナポイントは、原則として、対象行為に係る金額の合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、<u>2021 年 11 月末日</u>までの範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p>
<p>【別紙】</p> <p>1.本特約第 3 条第 1 項及び第 5 項に定める「申込期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 本サービスの申込期間</p> <p>2020 年 9 月 1 日から <u>2021 年 12 月末日</u>まで</p> <p>4.本特約第 3 条第 6 項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から 2 週間以内とします。<u>なお、2021 年 9 月末日までに対象行為を行った場合は、2021 年 11 月末日までに付与するものとし、それ以後 2021 年 12 月末日までに対象行為を行った場合は、2022 年 2 月末日までに付与するものとし</u> <u>ます。</u></p>	<p>【別紙】</p> <p>1.本特約第 3 条第 1 項及び第 5 項に定める「申込期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 本サービスの申込期間</p> <p>2020 年 9 月 1 日から <u>2021 年 9 月末日</u>まで</p> <p>4. 本特約第 3 条第 6 項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から 2 週間以内とします。<u>なお、2021 年 3 月末日までに対象行為を行った場合は、2021 年 4 月末日までに付与するものとし、それ以後 2021 年 9 月末日までに対象行為を行った場合は、2021 年 11 月末日までに付与するものとし</u> <u>ます。</u></p>

以上